

事務連絡(保131)F

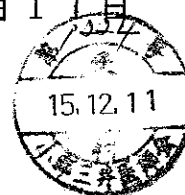
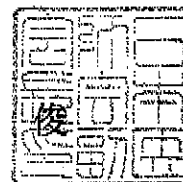
平成15年12月11日

都市区医師会

保険担当理事 殿

日本医師会副会長

青 柳



往診時の外来管理加算の算定について

往診を行った場合でも、外来管理加算を算定できる取扱いを明確化した事務連絡が、平成15年12月2日付けで厚生労働省保険局医療課から发出されたことをご連絡申し上げます。

本件につきましては、雑誌『月刊／保険診療』10月号に下記(1)のような疑義解釈のQ&Aが、厚生労働省保険局医療課の回答として掲載されたことで、審査の現場で混乱が生じたため、日本医師会として、「従来から往診の際にも外来管理加算は算定可能である」旨を指摘するとともに、現場が混乱しないように下記(2)の内容の「事務連絡」を出させ、取扱いを明確にさせたものであります。

記

(1)『月刊／保険診療』の記載

Q 往診で再診料を算定する場合に、外来管理加算や継続管理加算が算定できるか。

A 外来管理加算は算定できない。継続管理加算は算定できる。

(2) 医学的な必要上、患家の求めに応じて往診を行った場合、再診料を算定している患者に対して、計画的な医学管理を行っている場合には外来管理加算を算定できること。

(添付資料)

1. 往診時の外来管理加算の算定について

(平15.12.2 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)



事 務 連 絡
平成 1 5 年 1 2 月 2 日

地 方 社 会 保 険 事 務 局
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県老人医療主管部（局）
老人医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

往診時の外来管理加算の算定について

標記については、「診療報酬点数表（平成 6 年厚生省告示第 54 号）及び老人診療報酬点数表（平成 6 年厚生省告示第 72 号）の一部改正に伴う実施上の留意事項等について（平成 14 年 3 月 8 日保医発第 0308001 号）」等により取り扱われているところですが、今般、下記のとおり取扱いを明確化しましたので、関係者に対して周知徹底をお願いします。

記

医学的な必要上、患家の求めに応じて往診を行った場合、再診料を算定している患者に対して、計画的な医学管理を行っている場合には外来管理加算を算定できること。